

＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～持続可能な東京農業・農地へ導く政策の実行について～

日本農業は、就業人口の急激な減少が続く中であって、コロナ禍による食料需給の変化、混迷する世界情勢による肥料・飼料及び生産資材や燃料の急激な価格高騰、気候変動による自然災害の多発等、困難な問題に直面しており、国は食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上と食料安全保障の強化をはかろうとしている。

東京の農業についても同様の影響を受けている中で、農業者は新鮮で安全・安心な食料生産・供給に貢献するとともに、生活に潤いをもたらす緑を供給するなど、多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、大都市東京の地域住民になくはない役割を果たしている。

このような情勢の中であって、他に代替のない重要な機能を果たす東京の農業・農地が将来にわたり継承されるためには、直面する課題へ迅速に対応する東京独自の政策が必要となっている。

よって、東京都におかれては、農業・農地の保全に関連する施策において、下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって、意見を提出する。

記

1. 肥料・飼料及び生産関連資材等の価格高騰対策の強化

原料の多くを輸入に依存する肥料・飼料及び生産関連資材や燃料の急激な価格高騰は、安定した生産に支障をきたすばかりでなく、営農意欲の減退にもつながりかねない深刻な事態を招いている。

よって、引き続き農業者が安心して経営に専念できるよう、肥料等の価格急騰への直接的な支援策を早期に講じること。

2. 相続税制等の抜本的改正にむけた国への要望

都市農業振興基本法においては、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を講じなければならないとしている。しかしながら、平成27年に相続税の課税がさらに強化されたことにより、都市農地の減少に歯止めがかからない状況にある。

よって、東京都におかれては、都市農業振興基本法の目的に沿い、今後、都市農地が永続的に保全され、次世代への継承が可能となるよう、国に対して相続税制等の抜本的な改正を強く働きかけること。

3. 持続可能な東京農業を支える農業経営及び農地保全・利活用の促進対策

(1) 東京都産農産物の生産振興と消費拡大に向けた対策の強化

食料の安定供給に貢献するため、各地域で営まれている農産物の一層の生産振興をはかるとともに、東京都産農産物の積極的な活用と消費拡大につながる流通・販売対策や都民の購買意欲の向上を促す取り組みを強力に展開すること。

(2) 環境負荷低減に取り組むための農業者への支援

東京農業・農地が持つ多面的機能は、地球温暖化対策や環境機能の維持に大きく貢献している。このことを都民に周知するとともに、農業者に対し、更なる取り組みに向けて、環境負荷低減に資する生産関連資材の導入や技術指導等の支援を強化すること。

(3) 農地の保全・継続につながる経営への支援

小規模ながら意欲的に経営向上に励む農業者や、独自の農業を揺るぎなく継承している農業者について、農地の保全・継続につながる経営として支援を強化すること。

(4) 農地の保全と利活用

ア．長期間の農地賃貸借を促す奨励金制度を創設すること。

イ．生産緑地の保全につながる貸借のマッチングに必要な「生産緑地バンク」及び区市をまたぐ「広域マッチング」について支援すること。

ウ．農地相続者等の負担となっている荒廃農地について、農地中間管理機構に譲渡もしくは10年以上無償で貸し付ける場合には、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

(5) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正への対応と支援

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、今後、担い手への農地集積・集約化と多様な農地利用についての施策が国において策定される。これらの施策が効果的に運用され、地域それぞれの実態に応じた持続可能な農業経営及び農地利活用の促進につながるよう、市町村・農業委員会等へきめ細かな支援を行うこと。

令和4年8月17日

一般社団法人東京都農業会議 臨時総会